

令和8年度採用

群馬県公立学校教員選考試験問題

養護に関する科目

受験 番号	養教諭	氏 名	
----------	-----	--------	--

注 意 事 項

- 1 「開始」の指示があるまでは、問題用紙を開かないでください。
- 2 問題は、1ページから4ページまであります。「開始」の指示後、すぐに確認してください。
- 3 解答は、すべて解答用紙に記入してください。
- 4 「終了」の指示があったら、直ちに筆記具を置き、問題用紙と解答用紙の両方を机の上においてください。
- 5 「退席」の指示があるまで、その場でお待ちください。
- 6 この問題用紙は、持ち帰ってください。

- 1 児童生徒の健康診断について、「児童生徒等の健康診断マニュアル（平成27年度改訂）」（日本学校保健会）を踏まえ、次の(1)～(3)の問いに答えなさい。

(1) 健康診断について、次の①、②に答えなさい。

- ① 学校における健康診断の役割を2つ書きなさい。
- ② 健康診断の項目について定めている法令を書きなさい。

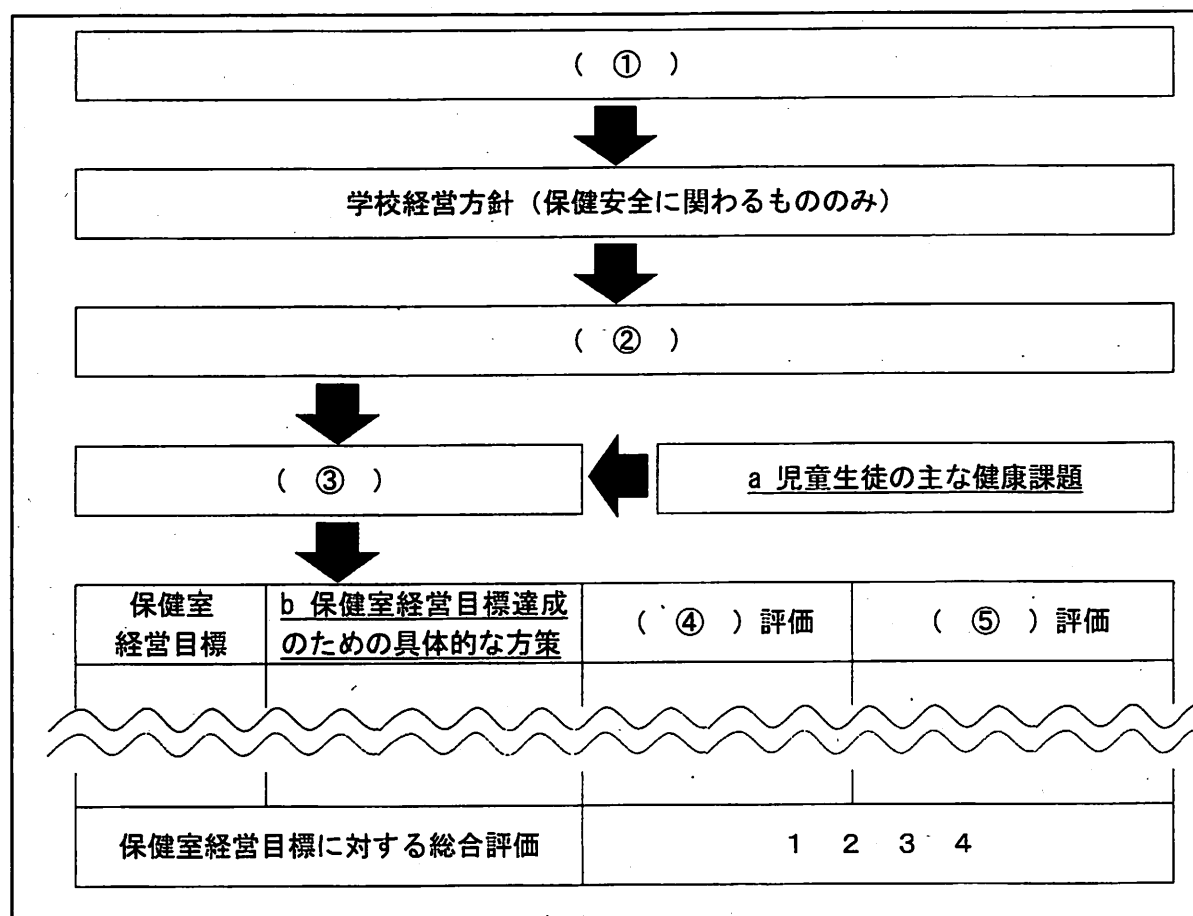
(2) 次の文は、「視力」の「判定」について記したものの一部である。次のa～iに適する語句や数字を書きなさい。

はじめに(a)の視標が4方向のうち正答が(b)の場合は「判別できない」とし、「(c)」と判定する。4方向のうち(d)を正答できれば「正しい判別」と判定し、次に(e)の視標にうつる。(e)の視標で同じく「判別できない」なら「(f)」と判定、「正しい判別」と判定されれば(g)の視標にうつる。(g)の視標で同じく「判別できない」なら「(h)」と判定、「正しく判別」できれば「(i)」と判定する。

(3) 「色覚」について、次の①、②に答えなさい。

- ① 色覚の検査の意義を書きなさい。
- ② 色覚の検査の実施における留意事項を2つ書きなさい。

- 2 下の図は、「保健室経営計画作成の手引（平成 26 年度改訂）」（日本学校保健会）を踏まえ、保健室経営計画の作成手順を図式化したものである。後の(1)～(4)の問いに答えなさい。



- (1) 図中の①～⑤に適する語句を書きなさい。なお、④と⑤については順序を問わない。
- (2) 保健室経営計画を作成するためには、a 児童生徒の主な健康課題を的確に把握することが必要である。健康課題を把握するための具体的な情報源を3つ書きなさい。
- (3) b 保健室経営目標達成のための具体的な方策は、養護教諭の職務内容に沿って整理するとよりわかりやすくなる。平成 20 年 1 月の中央教育審議会答申で整理された、養護教諭の職務内容 5 項目のうち、「保健室経営」以外で3つ書きなさい。
- (4) b 保健室経営目標達成のための具体的な方策に対して評価を行う際の観点を3つ書きなさい。

3 感染症について、「学校において予防すべき感染症の解説（令和5年度改訂）」（日本学校保健会）を踏まえ、次の(1)～(3)の問いに答えなさい。

- (1) 次の文は、学校において予防すべき感染症のうち、第二種の感染症についてまとめたものである。次のa～eに適する語句または文章を書きなさい。なお、aとbについては順序を問わない。

(a)感染又は(b)感染するもので、児童生徒等の罹患が多く、学校において (c) 可能性が高い感染症を規定している。出席停止の期間の基準は、(d)。ただし、症状により学校医その他の医師において (e) と認めたときは、この限りではない。

- (2) 次の①、②の感染症について、法令で定められている出席停止の期間の基準を書きなさい。

① 新型コロナウイルス感染症

② 麻疹

- (3) 中学校2年生の生徒Aと生徒Bは、12月4日(木)の登校後に発熱が分かり、早退をした。二人は受診の結果、インフルエンザと診断された。下の表は生徒Aと生徒Bの様子を記録したものである。後の①、②に答えなさい。

月日・曜日	12月4日(木)	12月5日(金)	12月9日(火)
生徒A	・39.0℃(発症)	・受診 ・インフルエンザと診断	・解熱 (その後発熱なし)
生徒B	・37.8℃(発症) ・受診 ・インフルエンザと診断	・解熱 (その後発熱なし)	

- ① インフルエンザの出席停止の期間の基準から、登校が可能となる日は、生徒Aが12月12日(金)、生徒Bが12月10日(水)と考えられる。それぞれの考え方について説明しなさい。
- ② 感染症拡大防止対策として換気を行う場合、窓のある普通教室の効果的な換気の方法について、3つ書きなさい。

- 4 学校生活におけるアレルギー疾患への対応について、次の事例を読み、後の(1)～(5)の問いに答えなさい。

小学校4年生の児童Cは、給食後に初めてアレルギー症状が出現した。医療機関を受診したところ、魚類の食物アレルギーと診断され、a 学校生活管理指導表（アレルギー疾患用）が提出された。これを受け、(b)において、給食で魚類の除去食対応を行う個別の取組プランが作成された。

- (1) a 学校生活管理指導表（アレルギー疾患用）には重要な個人情報に記載されるため、学校での管理には十分注意する必要がある。学校で適切に取り扱うために、保護者または児童生徒本人に対し、事前に同意を得ておくべきことは何か、書きなさい。
- (2) a 学校生活管理指導表（アレルギー疾患用）で管理する疾患を、「食物アレルギー・アナフィラキシー」以外に4つ書きなさい。
- (3) (b)に入る組織の名称を書きなさい。
- (4) 学校生活において、食物アレルギー・アナフィラキシーの対応をするにあたり、特に配慮や管理が求められる活動を「給食」以外に3つ書きなさい。
- (5) 個別の取組プランが作成された後、児童Cの食物アレルギーについて、養護教諭としてどのように対応を進めていくか、書きなさい。

養護 解答用紙	2枚中の1	受験 番号	養教諭	氏 名	
------------	-------	----------	-----	--------	--

(8年)

※欄には記入しないこと

1	(1)	①					※	
	②							
	(2)	a		b		c		
		d		e		f		
		g		h		i		
	(3)	①						
		②						

2	(1)	①		②		③		※
		④		⑤				
	(2)							
	(3)							
	(4)							

養護 解答用紙	2 枚中の 2	受験 番号	養教諭	氏 名	
------------	---------	----------	-----	--------	--

(8 年)

※欄には記入しないこと

3	(1)	a		b		c		※	
		d				e			
	(2)	①							
		②							
	(3)	①	A						
			B						
		②							

4	(1)			※
	(2)			
	(3)			
	(4)			
	(5)			

以下はあくまでも解答の一例です

養護	解答用紙	2 枚中の 1	受験 番号	養教諭	氏 名	(8 年)
----	------	---------	----------	-----	--------	---------

1	(1)	①	学校生活を送るに当たり支障があるかどうかについて疾病をスクリーニングし、健康状態を把握する 等			
			学校における健康課題を明らかにして健康教育に役立てる 等 (4 点×2=8 点)			
	(2)	②	学校保健安全法施行規則		(3 点)	
	(2)	a	0. 3	b	2 方向以下 等	c D
		d	3 方向 等	e	0. 7	f C
		g	1. 0	h	B	i A (各3点×9=27点)
(3)	①	児童生徒が自身の色覚の特性を知らないまま進学・就職等で不利益を受けることがないようにするため 等 (4 点)				
		②	・検査を受ける児童生徒等がほかの者から特別視されないように配慮するとともに、本人が嫌な思いや恥ずかしい思いをしないよう、態度や言葉づかいに気を付ける ・色覚異常を有する児童生徒等が進学や就職で不利益を受けないよう、希望者には適切な時期に色覚の検査が受けられるような体制を整える ・検査表は変色を避けるため、使用後は暗所に置くなどして保管に留意する 等から2つ (各4点×2=8点)			

(50 点)

2

(1)	①	学校教育目標・等	②	学校保健目標 等	③	重点目標 等
	④	自己 等	⑤	他者 等 (※④⑤は順不同)	(各3点×5＝15点)	
(2)	学校生活における日常的な健康観察の結果 定期健康診断の結果 保健室の利用状況の分析 各種の調査結果等 健康相談・保健指導の記録 等から3つ (各4点×3＝12点)					
(3)	保健管理、保健教育、健康相談、学校保健組織活動 等から3つ (各3点×3＝9点)					
(4)	計画に基づいて遂行できたか 昨年度の評価結果が生かされたか 教職員の役割分担は適切であったか 保護者の理解と協力が得られたか 地域の関係機関の理解と協力が得られたか 等から3つ (各5点×3＝15点)					

(51 点)

以下はあくまでも解答の一例です

養護	解答用紙	2 枚中の 2	受験番号	養教諭	氏名	(8 年)
----	------	---------	------	-----	----	-------

3

(1)	a	空気	b	飛沫	(※abは順不同)	c	流行を広げる 等
	d	感染症ごとに個別に定められている 等				e	感染のおそれがない 等 (各3点×5=15点)
(2)	①	発症した後五日を経過し、かつ、症状が軽快した後一日を経過するまで					
	③	解熱した後三日を経過するまで (各5点×2=10点)					
(3)	①	A	(例) 発症した12月4日(木)を0日目とし、「発症した後五日を経過」した日が12月10日(水)、「解熱した後二日を経過」した日が12月12日(金)であるため、12月12日(金)から登校できると考えられる。				
		B	(例) 発症した12月4日(木)を0日目とし、「発症した後五日を経過」した日が12月10日(水)、「解熱した後二日を経過」した日が12月8日(月)であるため、12月10日(水)から登校できると考えられる。 (各7点×2=14点)				
	②	気候上可能な限り常時換気に努める 廊下側と窓側の窓を対角に開ける 窓を開ける幅は10～20cmを目安とする 上の小窓や廊下側の欄間を全開にする 等から3つ (各4点×3=12点)					

(51点)

4	(1)	(例) 学校における日常の取組及び緊急時の対応に活用するため、提供された内容を学校の全教職員及び関係機関等で共有すること (8 点)	
	(2)	(気管支) ぜん息	アトピー性皮膚炎
		アレルギー性結膜炎	アレルギー性鼻炎 (各 3 点×4 = 12 点)
	(3)	アレルギー対応委員会 等	(4 点)
	(4)	食物・食材を扱う授業・活動 等 運動 (体育・クラブ活動) 等 宿泊を伴う校外活動 等	(各 4 点×3 = 12 点)
		(5) ・教職員に、児童Cの除去食対応と緊急時の対応について情報共有する ・児童Cの担任に、学級での対応について確認する ・児童Cの発達段階を踏まえ、除去食対応について伝え、アレルギー症状が出た場合の対応について伝える ・児童Cや保護者と十分な協議を行ったうえで、学級の児童に対して理解を求めたり配膳の際の注意事項について指導したりする 等の対応を含む記述であること (12 点)	
	(48 点)		